

駐車違反取締巡回規程

(目的)

第1条 この規程は、有料駐車場経営細則（以下「細則」という。）第13条（契約外自動車の駐車禁止及びアプローチ等の駐車禁止）に基づく駐車違反取締りに関し、巡回員の巡回実施要項を定めるものである。

(駐車違反)

第2条 この規程において、駐車違反とは次のものをいう。

- 一 細則第7条に違反したもの
- 二 同第12条に違反したもの

(巡回員)

第3条 理事長は駐車違反の取締りを実施するため、巡回員を団地外の者に委嘱することができる。

第4条 巡回員が巡回するときは、滝山住宅管理組合名を表示した腕章を着用するものとする。

第5条 巡回員が巡回したときは、別に定める報酬を支払うものとする。

(巡回員の業務)

第6条 巡回員は原則として毎日、日没後より翌朝までの間に少なくとも1回は団地内を巡回し、駐車違反を犯している自動車を見出したときは、日時、場所、車種、車両番号を記録して、別表第二の様式による「駐車違反報告書」を、その都度理事長に提出しなければならない。また、当該自動車に、別表第一の様式による「警告ステッカー」を貼りつけなければならない。

(違反者の取締り)

第7条 理事長は巡回員の報告に基づき、悪質な違反者に対して、細則第13条に定める措置をとらなければならない。常習違反者と認めたものについては、理事会が定めた手続きにより反則金を課すものとする。

第8条 当団地居住者以外の車についても、来訪目的にかかわらず来訪者駐車場を利用しないで、アプローチ等駐車禁止エリアに駐車し、悪質と認めた場合には、反則金を課すものとする。

付 則

(組合員、居住者の駐車違反取締り)

第1条 組合員または居住者が駐車違反の取締りを実施しようとするときは、この規程によらず、理事会の定めるところに基づいて随時実施することができる。

(規程の制定、改定及び廃止)

第2条 この規程の制定、改定及び廃止は理事会の決議による。

(施行期日)

第3条 この規程は、昭和54年10月15日より施行する。

別表第一（省略） 別表第二（省略）
